

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

2 陳情の審査

(1) 陳情第50号について

参考資料

令和6年5月28日

消 防 局

変電設備について

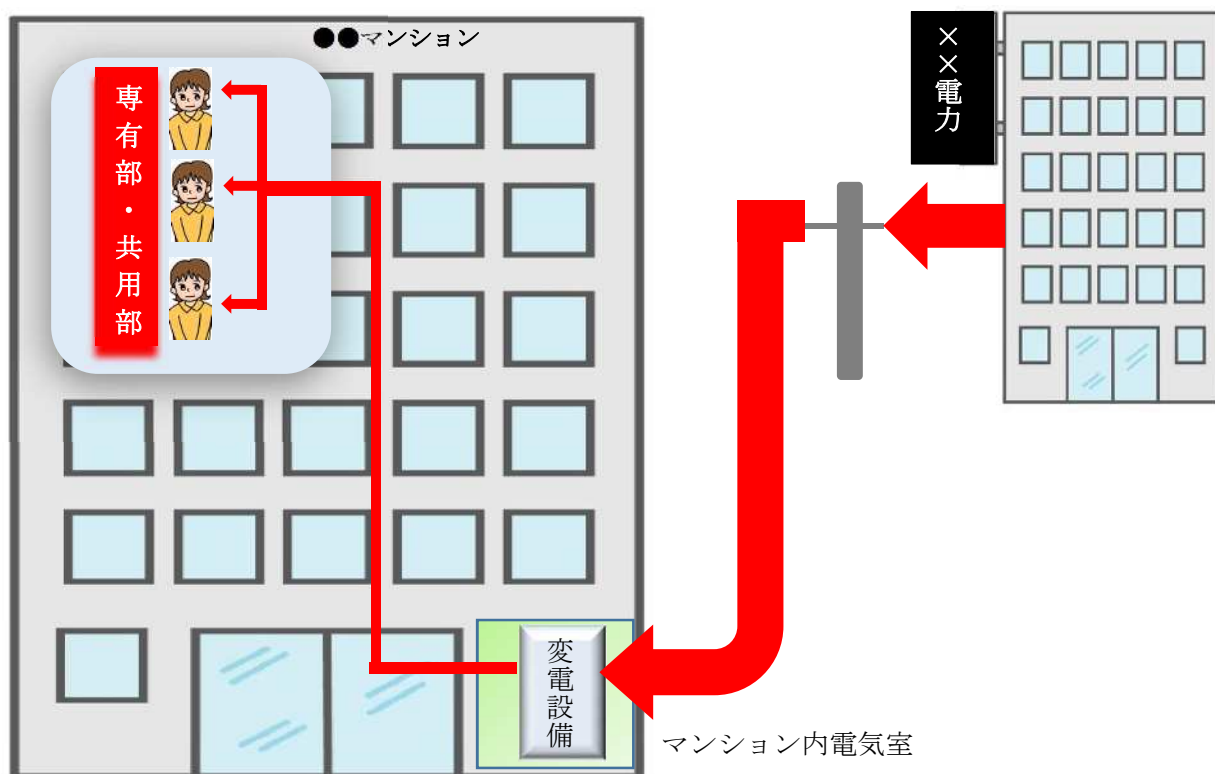
1 変電設備とは

電力会社等から高圧で供給される電気を、使用する電圧に下げるときの設備の一体をいい、変圧器、コンデンサーその他の機器や配線で構成されています。マンション等の共同住宅の場合は、専用の室内に設置されている場合や、屋外に設置されている場合があります。

【変電設備を構成する部品（例）】

変圧器、コンデンサ、高圧負荷開閉器、変流器、その他

2 マンション電気室に設置する場合の概念図



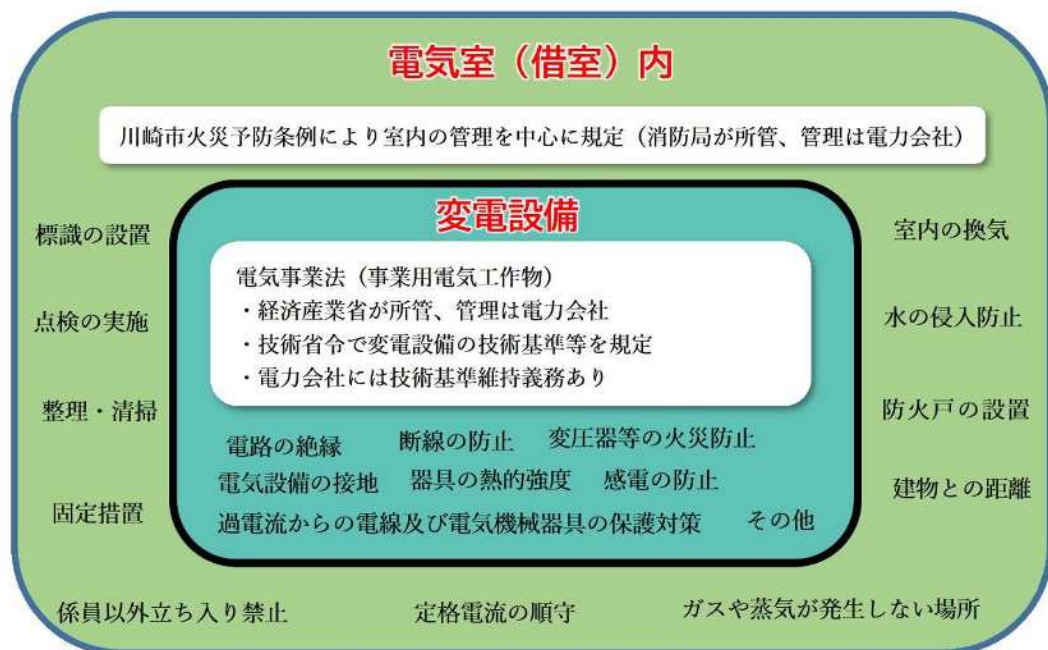
3 規制のイメージ

【変電設備本体の規制】

- ・電気事業法によって、感電や火災等の防止のための技術基準等が規定されている。
- ・電力会社には設置した後も技術基準維持義務がある。
- ・監督官庁は経済産業省

【変電設備周囲の規制】

- ・火災予防条例によって、変電設備が存する電気室内等を規制している。
- ・変電設備の部品の技術基準や型式、工事方法等については火災予防条例では規定していない。



4 消防関係法令の規制体系

消防法第9条（火の使用に関する市町村条例への規定委任）

火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理に関し、火災予防のために必要な事項は政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める

消防法施行令第5条（対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する条例の基準）

第1項⇒建築物との距離や、可燃性ガスが発生しない場所に設ける等共通的な基準

第2項⇒前項に規定するもののほか、対象火気設備等の条例制定基準は、その種類ごとに総務省令で定める

消防法施行令第5条の3（その他の火災の予防のために必要な事項に関する条例の基準）

法第9条に基づく条例の規定は、火災の予防に貢献する合理的なものであることが明らかなものでなければならない

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令 総務省令

対象火気設備等の一つとして、変電設備に関する条例制定基準を規定

火災予防条例（例） 国通知 省令に基づき、変電設備に関する具体的な条例の例を規定

川崎市火災予防条例 条例（例）に基づき、変電設備の位置、構造及び管理の基準や届出について規定

陳情第4号説明資料

「川崎市火災予防条例、同火災予防規則、同火災予防事務処理規程等の法令の厳正な運用についての陳情」について

1 陳情の要旨

- (1) 設置後に変電設備を変更する場合についても、条例（川崎市火災予防条例）の趣旨からあらかじめ変更を届け出させ、その計画が条例の規定に適合するかを審査・検査すること。
- (2) 消防当局は、早急に、東電（東京電力パワーグリッド株式会社）に実態調査を指示し、変更届を提出するよう指導し、その全容を明らかにすること。
- (3) 消防当局は、早急に、実態を把握し、消防情報管理システムを最新の状態にすること。

2 これまでの主な経緯

令和5年

- 7月31日 陳情者から、居住するマンション内に存する東京電力パワーグリッド株式会社が管理する変電設備※について、清掃状況が条例に違反しているのではないか、また、変電設備に係る消防用設備等（消火器）について、消防法に基づく点検がされ、消防署に報告がされているのかとの質問があった。
※東京電力パワーグリッド株式会社が無償で借り受けている専用の電気室内に設置しているもの。
- 8月4日 職員が現地に出向し、変電設備が存する電気室内については清掃が実施されていることを確認した。併せて、立ち会った東京電力パワーグリッド株式会社に対して継続して適正に維持管理するよう依頼した。また、消火器については消防署に適正に報告がされていることを確認し、後日陳情者にその旨回答した。
- 8月以降 公文書開示請求等により、当該マンションの変電設備の届出状況、条例の届出の考え方、消防情報管理システムの入力内容及び消防署職員の接遇向上等について意見、要望があった。
- 9月19日 宮前消防署内において、職員から東京電力パワーグリッド株式会社に対し当該変電設備の工事内容について聴取した。その結果、陳情者が届出を求める2年前の工事については変圧器の更新であり、内容から届出は不要であると考えられることから手続上不備はないものと判断した。
- 9月29日 以前陳情者から消防署に電話をいただいた際に、2年前の工事に関して、東京電力パワーグリッド株式会社から届出がされていないことについての質問や、東京電力パワーグリッド株式会社に事情聴取すべきとの意見に対し、担当者が、陳情書にある「届出がないから分からない」、「権限がない」、「そちらでなぜ出さないのか東電に聞けばいいのでは」と発言したことに関して、本来であれば状況を確認し、十分な説明や丁寧な対応を行う必要があり、担当者ほかが当該マンションに出向し、接遇の不備や説明不足があったことについて陳情者に会い謝罪した。また、変電設備の条例の規制内容について陳情者に説明を行うとともに、今後東京電力パワーグリッド株式会社とも調整し、現場で条例の適合性について確認する旨伝えた。陳情者からは、少しでも変更があるのならまず届出をすべきなので、東京電力パワーグリッド株式会社は届出すべきであるとの意見をいただいた。
- 10月24日 職員が陳情者及び東京電力パワーグリッド株式会社立会いの下、当該変電設備の現場確認を行うため出向したが、陳情者から東京電力パワーグリッド株式会社が届出をしていないことを理由に立会いを拒否されたため、確認を行わなかった。

3 変電設備

電力会社から高圧で供給される電気を、使用する電圧に下げるための設備の一体をいい、変圧器、コンデンサーその他の機器や配線で構成されています。マンション等の共同住宅の場合は、専用の室内に設置されている場合や、屋外に設置されている場合があります。



4 変電設備の規制体系（概要）

消防法第9条（火の使用に関する市町村条例への規定委任）

火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理に関し、火災予防のために必要な事項は政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める

消防法施行令第5条（対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する条例の基準）

第1項⇒建築物との距離や、可燃性ガスが発生しない場所に設ける等共通的な基準

第2項⇒前項に規定するもののほか、対象火気設備等の条例制定基準は、その種類ごとに総務省令で定める

消防法施行令第5条の3（その他の火災の予防のために必要な事項に関する条例の基準）

法第9条に基づく条例の規定は、火災の予防に貢献する合理的なものであることが明らかなものでなければならない

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令 総務省令

対象火気設備等の一つとして、変電設備に関する条例制定基準を規定

火災予防条例（例） 国通知 省令に基づき、変電設備に関する具体的な条例の例を規定

川崎市火災予防条例 条例（例）に基づき、変電設備の位置、構造及び管理の基準や届出について規定

5 条例の変電設備の規制内容（概要）

第1条（目的）

この条例は、消防法第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について（中略）火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

第14条（変電設備）

第1項 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のものを除く）の位置、構造及び管理は次に掲げる基準によらなければならない。

（1）水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。以下（10）まで国の条例（例）に基づき規定

第2項及び第3項 屋外に設ける変電設備について国の条例（例）に基づき規定

第62条（火を使用する設備等の設置の届出）

火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。

（9）高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

6 変電設備の届出の考え方

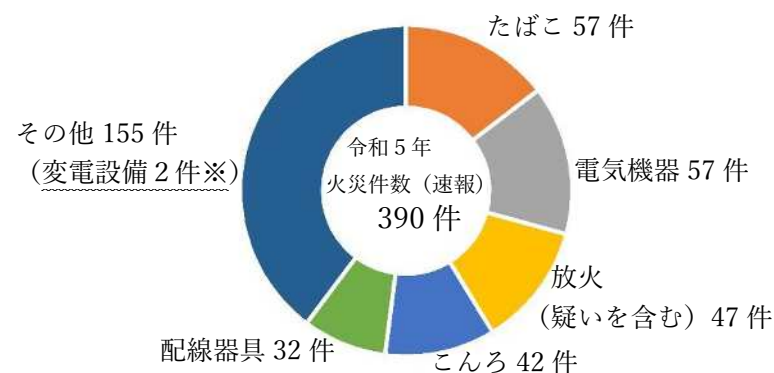
条例第 62 条では国通知の条例（例）に基づき、全出力 50 キロワットを超える変電設備を設置しようとする者はあらかじめ届け出なければならないことを規定しています。これは火災の発生のおそれのある設備のうち、特に火災危険性の高いものの設置状況をあらかじめ消防が把握することを目的としています。また、消防法施行令第 5 条の 3 では「条例の規定は、火災の予防に貢献する合理的なものであることが明らかなものでなければならない。」と規定されており、条例規制はその目的を越えて行き過ぎとなることのないようにするものとされています。

こうしたことから、消防が事前に把握すべき対象は、火災予防という趣旨、目的のために審査、検査等を行う必要のあるものとし、具体的には、新設に加え、移設、機器の増設など、位置、構造及び管理が変わる場合は届出を求めています。通常の維持管理に伴う機器の更新や一部部品の交換等につきましては、届出は不要としています。

7 他都市の規制の状況

東京消防庁及び横浜市消防局は、変電設備の変更の際の届出について条例等で規定していますが、全てについて届出を求めるものではないとのことでした。

8 火災発生件数（原因別）



※いずれも事業所内で発生したものです。

マンションの電気室内の変電設備の火災は、過去 10 年間発生していません。

9 消防情報管理システム

消防情報管理システムとは、消防に関する情報を集約・管理しているデータベースシステムのことで、職員が災害等の事案の発生及び対応、届出の受理や届出に対する検査の実施等により、関連する部分の情報を随時入力又は更新をすることで、職員間で情報共有ができるようになっており、建築物の状況等を確認する情報として日常の消防業務に活用しています。

10 陳情に対する本市の考え

	陳情内容	市
1	設置後に変電設備を変更する場合についても、条例の趣旨からあらかじめ変更を届け出させ、その計画が条例の規定に適合するかを審査・検査すること。	変電設備の届出については、特に火災危険性の高いものの設置状況をあらかじめ消防が把握することを目的としています。そのため、一定の出力を超える変電設備については設置しようとする者に届出を義務付けており、設置後に位置、構造及び管理が変わる場合は、火災予防の観点から届出を要することとしております。 具体的には、陳情内容にある「設置後に変電設備を変更する場合」全てに届出を必要とするものではなく、変電設備全体を交換又は移設する場合、変圧器を増設する場合等には届出を必要とし、変電設備を構成する変圧器、コンデンサー、配線等を維持管理のために部分的に交換する場合には届出は不要としており、これを届出の対象とした場合、条例の趣旨を超えて、事業者や市民の皆様に対し過度の負担となると考えております。 なお、変電設備の技術基準については電気事業法等で規定されています。 届出対象となる変電設備については、条例の適合性について審査・検査し、引き続き安全を確認してまいります。
2	消防当局は、早急に、東電に実態調査を指示し、変更届を提出するよう指導し、その全容を明らかにすること。	東京電力パワーグリッド株式会社に対して、今回の変圧器の交換に関して確認した際に、届出の考え方について改めて説明しております。東京電力パワーグリッド株式会社は変電設備の変更時に届出が必要な場合について理解していること、また、マンション等に設置される東京電力パワーグリッド株式会社が管理する変電設備の火災発生状況を踏まえると、実態調査は不要と考えております。 なお、個別に不適切な管理が行われるなど、火災危険が懸念される場合については、引き続き実態を確認し、適正に指導してまいります。
3	消防当局は、早急に、実態を把握し、消防情報管理システムを最新の状態にすること。	消防情報管理システムについては、各種届出があった場合などに一定の項目を入力することとしておりますが、システム導入前、紙台帳で管理していた項目と入力する項目が異なっていたことから、システムへの移行時に一部入力情報のない項目が生じています。 しかし、当時においても電気設備設置届が届け出された際は、現場を検査し、条例で定める位置、構造及び管理の基準に適合していることを確認しておりますので、その設置状況を把握するという届出の目的は果たしており、改めて実態を把握することは不要であると考えております。